

人事院公示第 17 号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第 1 号ロ(1)及び(2)並びに第 2 号ロ(1)及び(2)の規定に基づき、平成 23 年人事院公示第 18 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 30 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、 <u>同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第 1 号ロ(1)及び(2)並びに第 2 号</u>	人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）別表第 3 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、同表国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）の項ロ(2)、同表国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、同表国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ(1)及び(2)、 <u>同表皇宮護衛官採用試験（高卒程度試験）の項第 1 号ロ及び第 2 号、同表法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第 1 号ロ(2)、第 2 号ロ(2)、</u>

ロ(1)及び(2)、同表法務省専門職員 (人間科学)採用試験の項第1号ロ (2)、第2号ロ(2)、第3号ロ(1)及び (2)、第4号ロ(1)及び(2)並びに第7号 ロ(1)及び(2)、同表入国警備官採用試 験の項第1号ロ及び第2号、同表外 務省専門職員採用試験の項ロ(1)及び (2)、同表財務専門官採用試験の項ロ (1)及び(2)、同表国税専門官採用試験 の項ロ(2)、同表税務職員採用試験の 項ロ、同表食品衛生監視員採用試験 の項ロ(3)、同表労働基準監督官採用 試験の項ロ(2)、同表航空管制官採用 試験の項ロ(1)及び(2)、同表航空保安 大学校学生採用試験の項ロ、同表気 象大学校学生採用試験の項ロ、同表 海上保安官採用試験の項ロ、同表海 上保安大学校学生採用試験の項ロ並 びに同表海上保安学校学生採用試験 の項ロの規定に基づき、人事院の認 定に係る受験資格に関し、次のとお り決定した。 1 (略) 2 大卒程度の者に行う採用試験関 係 一 規則別表第3国家公務員採用	第3号ロ(1)及び(2)、第4号ロ(1)及び (2)並びに第7号ロ(1)及び(2)、同表入 国警備官採用試験の項第1号ロ及び 第2号、同表外務省専門職員採用試 験の項ロ(1)及び(2)、同表財務専門官 採用試験の項ロ(1)及び(2)、同表国税 専門官採用試験の項ロ(2)、同表税務 職員採用試験の項ロ、同表食品衛生 監視員採用試験の項ロ(3)、同表労働 基準監督官採用試験の項ロ(2)、同表 航空管制官採用試験の項ロ(1)及び (2)、同表航空保安大学校学生採用試 験の項ロ、同表気象大学校学生採用 試験の項ロ、同表海上保安官採用試 験の項ロ、同表海上保安大学校学生 採用試験の項ロ並びに同表海上保安 学校学生採用試験の項ロの規定に基 づき、人事院の認定に係る受験資格 に関し、次のとおり決定した。 1 (略) 2 大卒程度の者に行う採用試験関 係 一 規則別表第3国家公務員採用
--	--

総合職試験（大卒程度試験）の
項口(2)、同表法務省専門職員
（人間科学）採用試験の項第1
号口(2)及び第2号口(2)、同表国
税専門官採用試験の項口(2)並び
に同表労働基準監督官採用試験
の項口(2)に規定する「人事院が
(1)に掲げる者と同等の資格があ
ると認める者」、同表国家公務
員採用一般職試験（大卒程度試
験）の項口(1)、同表皇宮護衛官
採用試験（大卒程度試験）の項
口(1)、同表刑務官採用試験（大
卒程度試験）の項第1号口(1)及
び第2号口(1)、同表法務省専門
職員（人間科学）採用試験の項
第3号口(1)、第4号口(1)及び第
7号口(1)、同表外務省専門職員
採用試験の項口(1)、同表財務専
門官採用試験の項口(1)並びに同
表航空管制官採用試験の項口(1)
に規定する「人事院がこれらの
者と同等の資格があると認める
者」並びに同表海上保安官採用
試験の項口に規定する「人事院
がイに掲げる者と同等の資格が

総合職試験（大卒程度試験）の
項口(2)、同表法務省専門職員
（人間科学）採用試験の項第1
号口(2)及び第2号口(2)、同表国
税専門官採用試験の項口(2)並び
に同表労働基準監督官採用試験
の項口(2)に規定する「人事院が
(1)に掲げる者と同等の資格があ
ると認める者」、同表国家公務
員採用一般職試験（大卒程度試
験）の項口(1)、同表皇宮護衛官
採用試験（大卒程度試験）の項
口(1)、同表法務省専門職員（人
間科学）採用試験の項第3号口
(1)、第4号口(1)及び第7号口
(1)、同表外務省専門職員採用試
験の項口(1)、同表財務専門官採
用試験の項口(1)並びに同表航空
管制官採用試験の項口(1)に規定
する「人事院がこれらの者と同
等の資格があると認める者」並
びに同表海上保安官採用試験の
項口に規定する「人事院がイに
掲げる者と同等の資格があると
認める者」は、次に掲げる者と
する。

あると認める者」は、次に掲げる者とする。 イ～ホ （略） 二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)、<u>同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)、同表刑務官採用試験（大卒程度試験）の項第1号口(2)及び第2号口(2)並びに同表財務専門官採用試験の項口(2)</u>に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 イ～リ （略） 三～五 （略） 3～5 （略）	イ～ホ （略） 二 規則別表第3 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項口(2)、<u>同表皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項口(2)及び同表財務専門官採用試験の項口(2)</u>に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。 イ～リ （略） 三～五 （略） 3～5 （略）
---	--

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。